

生産緑地地区に関する常務委員会の設置

○設置について

生産緑地地区において、行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に係る調査・審議を行うため、常務委員会を設置する。

○委員構成について

- ・学識経験者委員の一部（4名）
- ・農業施策に精通した臨時委員（2名）

○開催スケジュールについて

11月頃開催予定。

※追加指定など行為制限解除以外の案件がある場合は、都市計画審議会において調査・審議を行う。

茨木市都市計画審議会条例（抜粋）

（常務委員会）

第8条 審議会は、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、審議会の権限に属する事項のうち軽易なもので、あらかじめ審議会が指定するものを処理する。

3 常務委員会は、会長及び会長の指名する委員（臨時委員及び専門委員を含む。）若干人で組織する。

茨木市都市計画審議会常務委員会運営要領（抜粋）

（所掌事務）

第2条 常務委員会は、次に掲げる事項を調査し、又は審議する。

（1）生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、専門性の高い事項で都市計画審議会が指定するものに関すること。

専門性の高い事項に関する常務委員会（設置済）

令和4年度第2回都市計画審議会(令和5年1月26日開催)において、**都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画中間見直しに関する常務委員会**を設置済み。

○委員構成について

学識経験者委員（7名）、関係行政機関職員（1名）、市民委員（2名）、防災、みどり、地域づくりの専門委員（3名）の計13名で構成

○今後の開催予定について

令和5年度：第1回(5/22開催済)、第2回（10月頃）、第3回（2月頃）

令和6年度：5月、10月頃を予定